

「声を上げて、高金利被害をなくそう！！」

サラ金地獄と言われた時代があった。高金利被害は経済的弱者に留まらず、ほんのちょっとしたきっかけでサラ金を利用した普通の人すら、生活を破壊された。問題に気がついた多くの人達がサラ金と立ち向かい 1983 年に貸金業規制法が制定されたが、グレーゾーン金利は解消できず、解決は不可能かとも思われた。

しかし、私たちは立ち止まらなかった。2006 年に改正貸金業法を勝ち取り、不可能と思われたグレーゾーン金利の解消をなしとげた。しかし、我々の目的が達成されたわけではない。我々の目的は、高金利被害をなくすことであり、そのために生活を破壊する金利を下げることである。

私たちはこの運動の中で、高金利被害は金利の高さだけでなく、量の問題も深刻であることを学んだ。その成果が総量規制である。銀行法という業法で公共性が謳われている銀行は対象外であった。銀行が過剰融資で深刻な問題を起こすと当時想定されていなかったからである。しかし、銀行は貸金業者への総量規制を悪用して、総量規制を超える貸出を積極的に行い、多重債務者問題を再燃させている。消費者ローン残高は貸金業者を銀行業界が凌駕している。それに伴い、減少していた自己破産件数も増加に転じている。

私たちは、銀行が黒子ではなく、主役として多重債務問題を深刻化させている時代を迎えたのである。貸金業者から銀行へと問題の主役は交代したが、生活を破壊する金利を引き下げ、高金利被害を無くすという我々の使命は変わらない。

私たちは孤立しているのではない。私たちの高金利との闘いの背後には数多くの支持する人々がいる。そのことを信じて、このシンポに参加した人々全員が声を揃えて、人々がひとしく高金利被害から免れ、健康で文化的な生活を営む社会を目指して闘い続けることをここに宣言する。

2017年11月5日

第37回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会 in うえだ
第3分科会「銀行のカードローンに対する総量規制を！」参加者一同。